

組見本
(B5判縮小)

○事前確定届出給与の例題

Q 当社は5月決算で、×1年7月25日に株主総会を開いて、「取締役Aと取締役Bに対する役員給与として、定期同額給与をAは毎月末100万円、Bには毎月末80万円を支給する他に、他の社員に対する賞与支給日である×1年12月25日にAには250万円、Bには200万円×2年6月25日にAには200万円、Bには250万円をそれぞれ支給する。定めを決議しました。
この場合の事前確定届出給与に関する届出書の書き方を教えてください。

A この場合、「事前確定届出給与に関する届出書」、「付表（事前確定届出給与等の状況）」を届け出ることになります（法69②・15）。

解説
「事前確定届出給与に関する届出書」、「付表（事前確定届出給与等の状況）」の記載例および記載要領は、次のとおりです。

第2編 第2章 事前確定届出給与

事前確定届出給与に関する届出書

※整理番号	
※届出時期	
代表者氏名	株式会社 甲社
代表者住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇
代表者氏名	A
代表者住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇
法人名称	株式会社 甲社
本店又は主たる事務所の所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇
代表者氏名	A
代表者住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇
※整理番号	
※届出時期	
※業種番号	
※業種名称	
※届出先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 親署

事前確定届出給与に関する届出書の記載事項

① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	（決議をした日）平成 X1 年 7 月 25 日 （決議をした機関等）定時株主総会（注1）
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成 X1 年 8 月 1 日（注2）
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	（臨時改定事由の概要） （臨時改定事由が生じた日）平成 年 月 日（注3）
④ 事前確定届出給与等の状況	付表 No. 1 ~ No. 2 のとおり。（注4）
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による理由及び事前確定届出給与の支給時期とした理由となるべき事項	役員的生活資金の必要性及び使用人に対する賞与の支給時期に合わせるため

添付書類 株主総会議事録の写し（注5）

○役員に支給した退職年金の損金算入時期

Q 退職した役員に対して退職金を有期年金の形として支給した場合、この退職年金の損金算入時期はいつですか。

A 法人が退職した役員に対して支給する退職年金は、その年給すべき時にその都度損金の額に算入します。したがって、支給総額を計算して未払金等に一括計上しても一時の損金にすることはできません。

解説
1 退職年金の性格
退職年金とは、退職を原因として退職者のその後の相当期間の生活保証として、年を基準に定めた金額を定期的に給付する制度に基づいて支給されることをいいます。
役員退職年金も役員報酬として定款に定めがない場合は株主総会の決議とします（会社法361・387）。また法人内の役員退職年金規程に基づいて支給される通例です。

2 退職年金の損金算入時期
その年金を支給すべき時に損金の額に算入します。したがって、計算される年金総額を未払金等に計上しても一時の損金の額に算入しません（法基通9-2-29）。
退職一時金の場合は、株主総会等で具体的に確定した支給総額を未払金としてその全額を一時の損金の額に算入できます（法基通9-2-28）。この点金と取扱いが異なります。

3 役員退職年金につき未払金経理をした場合の申告調整
株主総会等でその金額が確定した年金は債務が確定することになりま

業会計上はこの年金総額を未払金等として一括費用計上する会社が多いようです。この場合、次年度以降は未払金を取り崩して役員退職年金を支給することになるため、各支給年度では損金経理がされないことになります。しかし、税務上は一括損金算入を認めていないので、未払金等計上を申告書上で自己否認し、退職年金を支給する都度その未払金・退職年金を支給する都度その未払金を取り崩して、その金額を確定申告書において減算認容して損金の額に算入しているときは、これを認めるものとして取り扱うこととされていました（旧法基通9-2-19（注）書）。

しかし、平成18年税制改正により、損金経理の要件を廃止したことに伴い旧法人税基本通達9-2-19（注）の「損金経理をしたものとして取り扱う」規定は削除されました。

したがって本則に戻り、退職年金を支給すべき時の損金の額に算入することにして、総額を未払金等に計上する方法は認めておりません。

4 具体的事例
A社は定時株主総会において、退任した役員に対して役員退職年金3,000万円を支給し、支給方法は20年間で年賦払方式とする決議を行いました。
A社は初年度分150万円を支給し、残額2,850万円を未払金計上しました。
(1) 旧法人税基本通達9-2-19（注）

支払時	企業会計	申告調整
初年度	（仕訳） 役員退職金 30,000,000 / 現預金 1,500,000 未払金 28,500,000	・別表四 （加算留保） 未払退職金否認 28,500,000 ・別表五（一） 未払退職金（増加） 28,500,000
次年度以降 支給時	（仕訳） 未払金 1,500,000 / 現預金 1,500,000	・別表四 （減算留保） 未払退職金認容 1,500,000 ・別表五（一）

本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
●ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

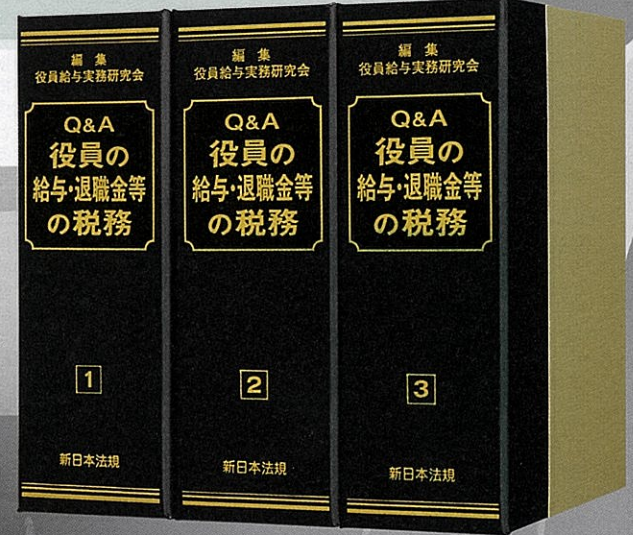
Q & A
役員給与・退職金等の税務

編集 役員給与実務研究会
【代表】米田 正巳（公認会計士・税理士）

- ◆会社役員給与・退職給与・経済的利益をめぐる税法上の基本的な取扱いから、実務で直面する諸問題まで幅広く網羅！
- ◆具体的な設例や計算例などを織り交ぜながら詳しく解説！
- ◆【税務上の留意点】として、日常業務で見過ごしやすい点や誤りやすい点など、押さえておくべきポイントをアドバイス！

加除式・B5判・全3巻・ケース付・総頁3,052頁
定価14,300円（本体13,000円）送料1,170円
■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 / 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



Q & A形式でわかりやすく解説!!

